

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新築住宅に係る税額の減額措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件を満たす新築住宅に対して課する固定資産税を3年間（中高層耐火建築物である住宅は5年間）、2分の1に減額する。</li> <li>・ 特例措置の内容 本特例の適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第15条の6 同法施行令附則第12条第1項～第6項		
減収見込額	[初年度] — ( ▲26,957 ) [平年度] — ( ▲92,558 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得の初期負担を軽減する本特例措置により、住宅ストックの更新を通じた住宅の耐震化等を推進するとともに、国民一人一人が無理のない負担で安心して選択できる住宅市場を実現する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 3 条において、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、…居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設…が図られることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p> <p>同法に基づき定められた住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）においては、「結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備」することが位置付けられ、基本的な施策として「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅（民間賃貸、公的賃貸、持家）に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援を実施」することが挙げられている。</p> <p>また、「約 900 万戸ある耐震性を充たさない住宅の建替え、省エネ性を充たさない住宅やバリアフリー化されていない住宅等のリフォームなどにより、安全で質の高い住宅ストックに更新」することが位置づけられており、基本的な施策として「質の高い住宅ストックを将来世代へ継承するため、耐震性を充たさない住宅の建替え等による更新」が挙げられている。</p> <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進      施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る      業績指標 1 最低居住面積水準未満率                2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減      施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する      業績指標 54 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率</p>
	政策の達成目標	<p>住生活基本計画において、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低居住面積水準未満率 4.3%（平成 20 年）→早期に解消</li> <li>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全 国：42%（平成 25 年）→50%（平成 37 年） 大都市圏：37%（平成 25 年）→50%（平成 37 年）</li> <li>・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 18%（平成 25 年）→おおむね解消（平成 37 年）</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	2 年間（平成 30 年 3 月 31 日～平成 32 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低居住面積水準未満率：4.2%（平成 25 年）</li> <li>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全 国：42%（平成 25 年） 大都市圏：37%（平成 25 年）</li> <li>・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 ：18%（平成 25 年）</li> </ul>	

有効性	要望の措置の適用見込み	618,468件（過去5年の適用実績の平均による）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	持家・賃貸を含めた住宅ストックの耐震性の向上等を図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することが必要である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。
	要望の措置の妥当性	新築住宅を取得する大半の者を対象とする支援措置であり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。